

令和6年狛江市教育委員会第1回臨時会会議録

日 時 令和6年3月29日（金）16:00～17:00

場 所 狛江市役所4階特別会議室

出席委員 教育長 柏原 聖子

委 員 斉藤 茂好・熊谷 勝仁・小川 敦子・森 昌子

事務局 （議案説明者）

教育部長 波瀬 公一

教育部理事(兼)指導室長 松岡 弘悟

調整担当理事 上田 智弘

学校教育課長 植木 崇晴

教育支援課長 浅見 文恵

社会教育課長 鎌谷 京子

統括指導主事 柳田 裕司

傍 聴 1名

1 審議事項

- (1) 議案第15号
狛江市教育振興基本計画改定検討委員会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則
- (2) 議案第16号
狛江市外国語活動特別非常勤講師設置規則の一部を改正する規則
- (3) 議案第17号
狛江市立学校職員労働安全衛生管理規則の一部を改正する規則
- (4) 議案第18号
狛江市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱の全部を改正する要綱
- (5) 議案第19号
狛江市立学校教職員における在宅勤務型テレワーク実施要綱
- (6) 議案第20号
海外帰国児童・生徒等に対する日本語指導実施要綱の一部を改正する要綱
- (7) 議案第21号
狛江市立中学校の部活動等推進連絡協議会の設置及び運営に関する要綱
- (8) 議案第22号
狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱の一部を改正する要綱
- (9) 議案第23号
狛江市こどもかけこみ110番事業に関する補助金交付要綱の一部を改正する要綱
- (10) 議案第24号
狛江市こどもかけこみ110番見舞金補償制度実施要綱の一部を改正する要綱
- (11) 議案第25号
学校の働き方改革プランの改定について
- (12) 議案第26号

狛江市社会教育関係委員の委嘱について

2 報告事項

－議会報告－

なし

－行政報告－

なし

－事務報告－

- (1) 令和5年度狛江市立学校第三者評価委員会報告について
- (2) 令和6年学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について (3)

3 追加議事事項

- (1) 議案第27号

ゆうあいフレンド派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱

- (2) 議案第28号

狛江市ゆうゆう教室運営要綱の一部を改正する要綱

- (3) 議案第29号

狛江市専門教育相談員に関する要綱

- (4) 議案第30号

狛江市特別支援学級児童通学支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

－事務報告－

- (1) 狛江市教育委員会とリコージャパン株式会社西東京支社との学校教育と地域の発展に係る教育連携に関する協定の締結について

教育長

ただいまから、令和6年狛江市教育委員会第1回臨時会を開会します。

会議の開会に先立ち、会議録の署名委員の指名を行います。会議録の署名委員は、「狛江市教育委員会会議規則第29条」の規定により、「熊谷委員」を指名します。

議事進行の前に私から一言申し上げます。3月25日の狛江市議会令和6年第1回定例会本会議において、市長から「狛江市教育委員会教育長の任命につき同意を求めること」が提案され、全会一致でわたくし、柏原が再任されました。任期は令和9年3月31日までとなります。引き続きよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従って、議事を進めます。付議案件(1)議案第15号「狛江市教育振興基本計画改定検討委員会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則」について、審議します。本件は、令和6年度に終期を迎える第3期狛江市教育振興基本計画の改定に伴い、狛江市教育振興基本計画改定検討委員会の委員について、所要の改正を行うものです。詳細は、学校教育課長より説明します。

学校教育課長

本件につきましては、令和6年度に終期を迎える第3期狛江市教育振興基本計

画の改定に伴い、令和5年度第2回狛江市総合教育会議において改定方針が決定されたことに伴い、狛江市教育振興基本計画改定検討委員会の設置及び運営に関する規則第3条の委員構成について、改正を行うものです。

内容としましては、狛江市教育振興基本計画改定検討委員会の委員のうち、教育関係者を5人以内から6人以内へ改正するもので、内訳は、校長会代表1人、PTA代表1人、社会教育委員1人、有識者2人及び教育部長の計6人を想定しています。

なお、本規則は令和6年4月1日から施行いたします。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。

森委員 検討委員会に改めて教育部長を委員として加える想定だと思いますが、その理由について、教えてください。

学校教育課長 総合教育会議において、市長からも話がありましたように狛江市第4次基本構想・後期基本計画の改定作業が進んでいます。教育部長は、教育・文化分野に係る基本計画策定分科会（第3分科会）に参加しており、基本構想・基本計画との連携及び整合性を図るためにも教育部長を委員として加えたいと考えています。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（1）議案第15号「狛江市教育振興基本計画改定検討委員会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則」を了承することよろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

教育長 それでは、付議案件（1）議案第15号を承認します。

次に、付議案件（2）議案第16号「狛江市外国語活動特別非常勤講師設置規則の一部を改正する規則」について、審議します。本件は、特別非常勤講師に関する文言整理や資格要件などの所要の改正を行うものです。詳細は、指導室長より説明します。

指導室長 本件につきましては、東京都の社会の力活用事業の枠組みの中で市の会計年度任用職員として任用している特別非常勤講師について、令和6年度予算でこれまでの外国語活動の講師に加えて体育の講師についても任用することが決定したため、一部改正を行うものです。

改正の内容としては、外国語活動特別非常勤講師としていた名称を学校特別非常勤講師に改めること、体育の授業を行う講師の資格要件を定めるものとなっております。

なお、本規則は、令和6年4月1日から施行いたします。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。講師任用に係る事務的整理の案件ですので、よろしいでしょうか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（２）議案第 16 号「狛江市外国語活動特別非常勤講師設置規則の一部を改正する規則」を了承することよろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

教育長 それでは、付議案件（２）議案第16号を承認します。

次に、付議案件（３）議案第 17 号「狛江市立学校職員労働安全衛生管理規則の一部を改正する規則」について審議します。本件は、労働安全衛生法上の義務事項の規定に則り、所要の改正を行うものです。詳細は、指導室長より説明します。

指導室長 本件につきましては、労働安全衛生法において常時50人以上の労働者を使用する事業場には産業医を置く義務規定があることから、法律の主旨を踏まえ、当該規則の一部改正を行うものです。

労働安全衛生法では、常時50人以上の教職員が勤務する市立小中学校において、それぞれに産業医を置くこと、時間外労働時間が80時間を超える職員の集計を毎月行った上で希望する教職員に対して産業医による面接指導の機会を速やかに設けること、ストレスチェックの結果で高ストレスに該当する教職員に対して産業医による面接指導の機会を速やかに設けること、学校ごとに衛生委員会を設けて少なくとも月 1 回開催すること、職場巡視を月 1 回行うことが規定されていることから、その内容に沿って規則を改めます。

また、常時50人以上の教職員が勤務する学校以外に関しては、教育委員会単位で 1 名の産業医を置き、時間外労働時間が80時間を超える教職員や高ストレス該当者への面接指導、法律上努力義務とされている職場巡視を隔年で実施してまいります。

なお、本規則は令和 6 年 4 月 1 日から施行いたします。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。

斉藤委員 令和 6 年度から具体的に個別に産業医を置く学校はどちらでしょうか。また、職員の規模を教えてください。

指導室長 産業医を配置する学校は、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場となる狛江第一小学校と緑野小学校になります。令和 5 年度は、狛江第一小学校は 68 人、緑野小学校は 70 人になっており、令和 6 年度も同規模の人数を想定しています。

斉藤委員 配置する産業医の方は、どういった方ですか。

指導室長 学校に配置する産業医は、令和5年度に教育委員会に配置していた産業医を狛江第一小学校と緑野小学校に配置します。新たに教育委員会に配置する産業医は、学校医や産業医を経験している医師を配置します。

斉藤委員 先生方が相談できる体制は、とても大切だと思います。ぜひ、時間外の労働時間が80時間を超える教職員だけでなく、希望する教職員が相談できるように体制の充実を図るようお願いします。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（3）議案第17号「狛江市立学校職員労働安全衛生管理規則の一部を改正する規則」を了承することによろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

教育長 それでは、付議案件（3）議案第17号を承認します。

次に、付議案件（4）議案第18号「狛江市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱の全部を改正する要綱」について審議します。本件は、狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例の改正を踏まえ、より事業者との協働を進めるため、狛江市教育委員会の後援等について、所要の改正を行うものです。詳細は、学校教育課長より説明します。

学校教育課長 本件につきましては、令和5年4月1日施行の狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例の改正を踏まえ、より事業者との協働を進めるため、狛江市教育委員会の後援等について、所要の改正を行うものです。

内容としましては、狛江市教育委員会の後援等について、営利団体であっても公益的で非営利である事業については後援又は共催を受けることができることを明確に規定するよう、第3条第3号の文末に文言を追記します。また、昭和61年の本要綱策定当初に要綱番号が付番されていないため、全部改正をして付番します。

なお、市長部局においては、狛江市後援等の名義使用承認事務取扱要領についても、同様の改正を行っています。本要綱は令和6年4月1日から施行いたします。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。市長部局の要領改正を踏まえた改正であることから、特によろしいでしょうか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（4）議案第18号「狛江市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱の全部を改正する要綱」を了承することによろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

教育長 それでは、付議案件（４）議案第18号を承認します。
次に、付議案件（５）議案第 19 号「狛江市立学校教職員における在宅勤務型テレワーク実施要綱」について審議します。本件は、教職員が自宅等における勤務を実施するにあたり、必要な事項を定めるものです。詳細は、指導室長より説明します。

指導室長 本件につきましては、令和 6 年度予算で、テレワークシステムが導入されることとなったことに伴い、ICTを活用した自宅等における勤務を実施するにあたり、必要な手続き等を定めるものとなります。
本制度が適用される対象教職員は、市費負担の教職員を除く全ての教職員となり、教職員の働きやすさの推進を図るため、保育・介護等の事情がある教職員を優先的に承認することと規定しています。また、在宅勤務の実施単位は、1日又は半日とし、公務を円滑に行えることを在宅勤務実施の条件としています。
なお、本要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行いたします。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。

斉藤委員 「適用される対象教職員は、市費負担の教職員を除く全ての教職員」としていますが、市が雇用する職員を除く理由を教えてください

指導室長 市費負担職員いわゆる市で雇用している職員については、市の規定を準用して在宅勤務等を行うことから、教員を始め東京都が雇用している教職員のテレワークについて規定を設けるものです。

斉藤委員 学校の働き方改革においても、仕事と家庭との両立は重要なポイントだと考えます。効果的に活用できるよう学校への支援をお願いします。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。
付議案件（５）議案第 19 号「狛江市立学校教職員における在宅勤務型テレワーク実施要綱」を了承することによろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

教育長 それでは、付議案件（５）議案第19号を承認します。
次に、付議案件（６）議案第20号「海外帰国児童・生徒等に対する日本語指導実施要綱の一部を改正する要綱」について審議します。本件は、海外帰国児童・生徒等に対する日本語指導について、所要の改正を行うものです。詳細は、指導室長より説明します。

指導室長 本件につきましては、令和 6 年度予算で、海外帰国児童・生徒等に対する日本

語指導を委託化することとなったことに伴い、運用方法についても見直しを行うため一部改正を行うものです。

まず、日本語指導員による指導を行う対象について、これまで指導主事による授業観察の結果を参考に決定してきたところですが、民間事業者が実施する日本語能力テストにより、文部科学省が定めるアセスメント方法によるJSL評価参照枠の初期支援段階相当であると判断された児童・生徒を対象とします。

また、指導員の配置期間はこれまで原則として3か月としておりましたが、日本語能力テストの結果に基づき、100時間を上限として教育委員会が決定することとし、1週間当たりの指導時間は4時間を標準として実情に応じて実施するものとなります。

なお、本要綱は令和6年4月1日から施行いたします。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。

熊谷委員 文部科学省の「JSL 評価参照枠」の初期支援段階相当について、説明をお願いします。

指導室長 JSL 評価参照枠は、日本語の力の段階を6つのステージに分けて「学齢期の子どもとの在籍学級参加との関係」という点で総合的かつ多面的に記述した評価になります。初期支援段階は、ステージ1・2とされており、日本語による意思疎通が難しく、在籍学級での学習はほぼ不可能で手厚い指導が必要な段階になります。各ステージで在籍学級参加との関係が示されており、ステージ3・4は、クラス活動へ参加するためには個別的な指導が必要な「個別学習支援段階」、ステージ5・6は、自律的に学習しようとする態度が見られ、必要に応じて支援していく「支援付き自律学習段階」として支援の段階が3段階で示されています。

熊谷委員 算数は日本語がわからなくても理解できるケースが多く、そういった教科の違いを区別して指導できるようお願いします。また、今後、日本語の指導を必要とする児童・生徒が増えてくることが予測できます。地域における日本語支援の取組もあると聞いています。私も海老名市でボランティアとして中国人の子どもに日本語を教えています。学校での指導終了後も授業やクラス活動に抵抗感なく参加できるように関係機関との連携を図るようお願いします。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（6）議案第20号「海外帰国児童・生徒等に対する日本語指導実施要綱の一部を改正する要綱」を了承することによってよろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

教育長 それでは、付議案件（6）議案第20号を承認します。

次に、付議案件（7）議案第 21 号「狛江市立中学校の部活動等推進連絡協議会の設置及び運営に関する要綱」について審議します。本件は、狛江市立中学校の部活動等推進連絡協議会の設置及び運営に関する事項を制定するものです。詳細は、指導室長より説明します。

指導室長

本件につきましては、「狛江市立学校の部活動の地域移行に関する検討委員会の設置及び運営に関する規則」について、令和 6 年 3 月 31 日をもって終期を迎えることから、令和 7 年度以降におきまして、引き続き部活動の地域連携並びに地域移行に関する課題を関係者と協議するため、狛江市立中学校の部活動等推進連絡協議会を設置し、その運営について必要な事項を定めるものです。

委員の構成については、狛江市立学校の部活動の地域移行に関する検討委員会と同様としております。

なお、本要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行いたします。

教育長

それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。部活動地域連携推進事業計画に基づく整理ですので、特によろしいでしょうか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（7）議案第 21 号「狛江市立中学校の部活動等推進連絡協議会の設置及び運営に関する要綱」を了承することによろしいでしょうか。

<異議なしの声>

教育長

それでは、付議案件（7）議案第 21 号を承認します。

次に、付議案件（8）議案第 22 号「狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱の一部を改正する要綱」について審議します。本件は、学習支援員への謝礼金に関する所要の改正を行うものです。詳細は、社会教育課長より説明します。

社会教育課長

本件につきましては、地域学校協働活動推進事業における学習支援員は、主に狛江第五小学校の放課後学習室において、学習の支援を行っている者をいいます。当該学習支援員には、活動時間に応じた謝礼金を支給しているところですが、近年、最低賃金が上昇していることから、学習支援員の謝礼についても単価を見直すとともに、様式について文言の必要な整理を行うものです。

なお、本要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行いたします。

教育長

それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。新年度予算に係る要綱改正ですので、特によろしいでしょうか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（8）議案第 22 号「狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱の一部を改正する要綱」を了承することによろしいでしょうか。

<異議なしの声>

教育長 それでは、付議案件（８）議案第22号を承認します。

付議案件（９）議案第 23 号「狛江市こどもかけこみ 110 番事業に関する補助金交付要綱の一部を改正する要綱」、及び付議案件（10）議案第 24 号「狛江市こどもかけこみ 110 番見舞金補償制度実施要綱の一部を改正する要綱」につきましては、関連がありますので一括で審議します。本件は、こどもかけこみ 110 番事業の名称変更に伴い要綱を改正するものです。詳細は、社会教育課長より説明します。

社会教育課長 本件につきましては、こどもかけこみ110番事業の実施主体である狛江市立学校PTA連合会から、令和6年4月1日より事業名称を「こどもかけこみ110番」から「こどもみまもり110番」に変更する旨の連絡がありました。このことに伴い、PTA連合会に対して補助金を支出する根拠規定である補助金交付要綱と、当該事業により損害を受けた際の見舞金補償制度実施要綱の名称も改めるものです。なお、こどもかけこみ110番見舞金補償制度実施要綱につきましては、毎年度加入する保険約款の規定で対応できる部分について消除するものです。

 なお、両要綱は令和6年4月1日から施行いたします。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。

小川委員 PTA 連合会が事業名称を「こどもかけこみ 110 番」から「こどもみまもり 110 番」に変更した趣旨について、もう少し詳しく教えてください。

社会教育課長 PTA 連合会からは、事業名称の変更理由として、何年も子どもが実際に駆け込んだ事例がないことから、実態に合わせて「かけこみ」という名称の使用をとりやめ、「みまもり」という名称を使用すること、また、地域全体で子どもたちを見守っていこうという思いを反映させたこと、であると聞いています。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（９）議案第 23 号「狛江市こどもかけこみ 110 番事業に関する補助金交付要綱の一部を改正する要綱」及び付議案件（10）議案第 24 号「狛江市こどもかけこみ 110 番見舞金補償制度実施要綱の一部を改正する要綱」を了承することよろしいでしょうか。

＜異議なしの声＞

教育長 それでは、付議案件（９）議案第23号及び付議案件（10）議案第24号を承認します。

次に、付議案件（11）議案第 25 号「学校の働き方改革プランの改定について」について審議します。本件は、令和6年3月に計画期間の終期を迎える「学校の働き方改革プラン」について、令和6年4月以降の取組の方向性を定めるもので

す。詳細は、指導室長より説明します。

指導室長

本件につきましては、学校の働き方改革プランは、狛江市教育委員会として、学校の働き方を見直し、教員が健康で充実して働き続けることができるよう、業務改善に取り組み、学校の指導体制の整備を計画的に実行するために平成30年2月7日に策定されたもので、令和3年3月に計画期間を3年延長し、計画期間の終期が令和6年3月となっています。

今回の改定は、計画期間が終期を迎えるにあたり、目標の達成状況、取組状況について確認し、取組をさらに推進する必要があることが明らかになったこと、文部科学省の教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策、東京都教育委員会の学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラムが発出され、文部科学省、東京都教育委員会、区市町村教育委員会がそれぞれの立場でさらに取組を行う必要があることが示されたこと等を受け、狛江市教育委員会として今後重点的に取り組むことを整理することにより、取組の推進を図るものとなります。なお、改定後の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とし、目的、目標及び取組の方向性は、教職員の任命権者である東京都教育委員会の目的、目標及び取組の方向性と合わせることにしています。

教育長
斉藤委員

それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。

まだまだ学校の働き方改革は道半ばだと思います。教育委員会としては、教員のなり手不足といった危機的状況も踏まえつつ、教員の働き方の実態をしっかり把握した上で、教員が誇りややりがいを持ち、専門性を発揮できる職場環境を整えていく責任があります。このプランをより実効性が高いものとして、取組を進めていただくようお願いします。

小川委員

学校の働き方改革プランの新規の取組として記載されている「地域、保護者等の理解促進」が重要であると実感しております。マスコミの報道やPTA活動を通じた先生との関わり等から、感じ取っている保護者もいらっしゃると思いますが、一般の保護者は、先生の働き方が危機的な状況にあり、学校の働き方改革が喫緊の課題であるという認識は薄いかもしれません。ほとんどの家庭が共働きで、保護者会の出席率も年々低くなっているように見受けられます。学校運営協議会等で積極的に議題化したり、地域コーディネーターの活動や、教員、地域、保護者の役割分担等を整理して理解促進を行う等、狛江市教育委員会として学校の働き方改革に積極的に取り組んで進めていることを、幅広い世代の市民の皆様に理解していただく取組を進めていただきたい。

教育長

他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（11）議案第25号「学校の働き方改革プランの改定について」を了承することよろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

教育長 それでは、付議案件（11）議案第25号を承認します。
 次に、付議案件（12）議案第 26 号「狛江市社会教育関係委員の委嘱について」について審議します。本件は、新たにスポーツ推進委員を委嘱するものです。詳細は、社会教育課長より説明します。

社会教育課長 本件につきましては、狛江市スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条及び狛江市スポーツ推進委員の設置に関する規則に基づき、委員の委嘱をお願いしているものです。
 委員の定数は規則第 3 条により定数は20人以内と規定されており、現在、12名の委員が委嘱されております。この12人の委員のうち、バドミントンを専門競技とする池田由芽子委員から、令和 6 年 3 月 31 日で委員を辞職する旨の申し出があり、規則第 4 条第 2 項の規定に基づき、当該委員を令和 6 年 3 月 31 日付けで解嘱し、同年 4 月 1 日より、同じくバドミントンを専門競技とする委員を新たに委嘱するものです。
 なお、任期は、前任者の任期を引き続き、令和 7 年 3 月 31 日までとなります。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。
 付議案件（12）議案第 26 号「狛江市社会教育関係委員の委嘱について」を了承することよろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

教育長 それでは、付議案件（12）議案第26号を承認します。
 次に事務報告を受けます。事務報告 1 「令和 5 年度狛江市立学校第三者評価委員会報告について」について、報告を求めます。

統括指導主事 第三者評価は、狛江市教育委員会が設置した狛江市立学校第三者評価委員会が、各小中学校の学校運営全般について専門的・客観的立場から評価・検証し、その結果得られた課題及び問題点を基に、学校に対し適切な支援・指導を行うことで、地域に根ざした魅力ある学校づくりに資する取組です。
 令和 5 年度の対象校は狛江第一小学校、狛江第五小学校、緑野小学校、狛江第一中学校、狛江第四中学校でした。各学校の評価の観点につきましては、報告書概要版の左下を御確認いただきますようお願いいたします。
 令和 5 年度の学校訪問につきましては、令和 4 年度同様、委員が直接学校を訪問し、校長と質疑応答を行い、評価の観点に沿った授業観察を行った上で、評価をしました。
 資料の「5 総括」の（2）教育委員会の支援といたしまして、資料記載のと

おり、次の5点の御指摘がありました。

○研究成果の日常的活用

○コミュニティ・スクールにおける研究活動の取組の連続性

○教材研究や指導法についての積極的な情報提供

○指導主事から若手教員へのニーズに応じた的確な指導・助言

○タブレット端末活用による視力への影響に係る指導

なお、令和5年度実施校には、評価結果を踏まえた令和6年度の学校経営計画を策定して学校経営の改善を図り、2年後の評価の際、推進されたことや改善点等が具体的に提示できるように指示をしております。

令和6年度については、狛江第三小学校、狛江第六小学校、和泉小学校、狛江第二中学校、狛江第三中学校の5校を対象に本評価委員会を実施する予定です。

教育長 次に、事務報告2「令和6年学校保健安全法第20条に基づく臨時休校について(3)」、について報告を求めます。

学校教育課長 学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について、資料のとおり実施しました。

教育長 それでは、事務報告に対する質疑・御意見を伺います。

熊谷委員 事務報告1について、教育委員会の支援について5点の御指摘があったと伺いましたが、その御指摘に対し、具体的に計画しているものがあれば教えてください。

統括指導主事 まず、「研究成果の日常的活用」につきましては、各学校年1回の指導室訪問を実施しております。その中で研究と同じ視点での授業観察を行っており、日頃の研究の成果を見取り、指導・助言を行っております。令和6年度は研究成果の日常的活用をより意識した指導・助言を行えるよう努めてまいります。

「コミュニティ・スクールにおける研究活動の取組の連続性」及び「教材研究や指導法についての積極的な情報提供」につきましては、先に申しあげました指導室訪問等の他、令和6年度は7年振りに研究主任会を設定し、各学校における研究実践の情報交換を行います。それを参考にしながら、各学校への情報提供に努めたいと考えております。その他の項目につきましても、具体的な方策を検討してまいります。

熊谷委員 働き方改革の推進や教員不足等、学校現場を取り巻く諸課題は早急に解決に向けて取り組む必要があります。私が東京都教育委員会にいた頃、教員の精神的な負担が多く、休職される方が加速度的に増えていました。指導方法等の研究内容に対する支援はもちろん大事ですが、研究の方に重点を置き過ぎると、教員が潰れてしまうこともあると思います。そのバランスを鑑みながら、今回御指摘いただいた「教育の質を高める研究や授業改善」について、御指導をしていただければと思います。

事務報告2について、新型コロナウイルス感染症の状況は、最近いかがでしょうか。

学校教育課長 新型コロナウイルス感染症の状況については、学校での感染者はほとんど出なくなり、学級臨時休業の原因は主にインフルエンザだと伺っています。

教育長 医師会からの情報によると、狛江市内において、数名の新型コロナウイルスの感染者がいる状況が続いており、インフルエンザについては、ある一定期間の爆発的な感染が続いています。

教育長 これで予定していた議事は全て終了となりますが、ここで当初予定の議事日程に審議事項を4件、報告事項を1件追加したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〈異議なしの声〉

教育長 それでは、審議事項を4件、報告事項を1件、追加いたします。
追加付議案件（1）議案第27号「ゆうあいフレンド派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱」について、審議します。本件は、ゆうあいフレンド派遣事業実施要綱について、新たな支援方法や文言整理など、所要の改正を行うものです。詳細は、教育支援課長より説明します。

教育支援課長 本件につきましては、現在行っている家庭等への訪問に加え、対面での支援が難しい児童・生徒に対し、オンラインや東京都が開発した仮想空間でアバターを使った支援を加えること、1回の訪問時間について現状に合わせた時間の改正を行う他、在籍校の校長に対して派遣決定の様式を定めるものです。
なお、本要綱は、令和6年4月1日から施行いたします。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。

小川委員 東京都が開発した仮想空間でアバターを使用した不登校の児童・生徒の支援について、もう少し詳しく教えてください。

教育支援課長 東京都では、不登校の児童・生徒などの新たな居場所や学びの場として、オンライン上の仮想空間に相談スペースや交流スペースなどを設け、オンラインによる相談や交流を行うバーチャル・ラーニング・プラットフォームを構築し、9月から都内の区市町村に提供を始めています。狛江市におきましても、昨年9月から東京都へ申請し、試行的に利用希望者を募っています。当初、小学生1名が事業に参加しており、支援にはゆうゆう教室の指導員であり、ゆうあいフレンド派遣事業の相談員でもある臨床心理士の資格をもつ若い職員が担当しました。
この事業は、子どもや支援員がアバターを活用するため心理的負荷を掛けず、

コミュニケーションを取ることができるメリットがあります。ゆうゆう教室にも通うことが難しい子どもたちへの新たな取組として期待しています。

小川委員 新たな不登校対策として校内別室指導支援に加え、ICTを活用した取組も始まりました。今後も引き続き、様々な角度から不登校対策を検討し、適切にアセスメントを行い、専門家や関係機関との連携を図っていただきたい。また、児童・生徒の気持ちに寄り添い、個々の状況に応じた支援を行っていただきたい。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

追加付議案件（1）議案第27号「ゆうあいフレンド派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱」を了承することよろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

教育長 それでは、追加付議案件（1）議案第27号を承認します。

追加付議案件（2）議案第28号「狛江市ゆうゆう教室運営要綱の一部を改正する要綱」について、審議します。本件は、ゆうゆう教室に関する利用手続きや文言整理などの所要の改正を行うものです。詳細は、教育支援課長より説明します。

教育支援課長 本件につきましては、ゆうゆう教室の目的に令和元年文部科学省が発出した「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」で示された不登校児童・生徒への支援の視点を加えるとともに、正式に通級を認める前に体験通級を行うこと、最終通級日から3か月間通級がなかった場合で児童・保護者から当面の間、ゆうゆう教室を利用する意向がないことが確認できた場合は通級許可を取り消すことができること、指導員の資格に臨床心理士又は公認心理士等を加えること、その他必要な文言の整理を行っています。

なお、本要綱は、令和6年4月1日から施行いたします。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

追加付議案件（2）議案第28号「狛江市ゆうゆう教室運営要綱の一部を改正する要綱」を了承することよろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

教育長 それでは、追加付議案件（2）議案第28号を承認します。

追加付議案件（3）議案第29号「狛江市専門教育相談員に関する要綱」について、審議します。本件は、専門教育相談員に関して、身分、資格、職務内容などについて定めるものです。詳細は、教育支援課長より説明します。

教育支援課長 教育支援センターに配置している専門教育相談員の事務分掌につきましては、「狛江市教育支援センターの運営に関する規則」において教育相談に関するものと定められていますが、身分、資格要件、具体的な職務内容などについて定めがないため新たに規定するものです。

身分は地方公務員法に定める会計年度任用職員とし、資格要件は臨床心理士、言語聴覚士、特別支援教育士等で相談業務を担当するにふさわしい能力を有する者とし、職務は、児童・生徒等に対するカウンセリングやアセスメント、教職員に対するコンサルテーション等に関することとしています。

なお、本要綱は、令和6年4月1日から施行いたします。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。改めて専門教育相談員の事務分掌等について、現状を踏まえて、規則に従い、要綱へ規定するよう整理したものですので、特によろしいでしょうか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

追加付議案件（3）議案第29号「狛江市専門教育相談員に関する要綱」を了承することによろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

教育長 それでは、追加付議案件（3）議案第29号を承認します。

追加付議案件（4）議案第30号「狛江市特別支援学級児童通学支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱」について、審議します。本件は、狛江市特別支援学級児童通学支援事業補助金要綱について、要綱の延長を行うものです。詳細は、教育支援課長より説明します。

教育支援課長 狛江市特別支援学級児童通学支援事業は、要綱に定める通学区域から特別支援学級への通学に利用する福祉有償運送に係る経費の一部を受託法人に補助するものです。狛江市が交付する補助金については、見直しのために5年ごとに終期が設定されており、当該要綱の期限が令和6年3月31日に到来し、廃止となるため、評価、検証を行った結果、令和11年3月31日まで、その期限を延長するものです。

なお、本要綱は、公布の日から施行いたします。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。補助金の期限延長に係る整理ですので、特によろしいでしょうか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

追加付議案件（4）議案第30号「狛江市特別支援学級児童通学支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱」を了承することによろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

教育長 それでは、追加付議案件（４）議案第30号を承認します。
次に、追加事務報告1「狛江市教育委員会とリコージャパン株式会社西東京支社との学校教育と地域の発展に係る教育連携に関する協定の締結について」、について報告を求めます。

社会教育課長 狛江市教育委員会及びリコージャパン西東京支社は、連携・協力のもと、教育の分野における人的交流、知的・物的資源の相互活用を図り、地域社会の持続的な発展に寄与することを目的として、協定を締結しました。

主な連携事項といたしましては、協定書第2条記載のとおり下記4つです。

- (1) 学校 ICT 教育（オンライン学習支援）の推進に関する事。
- (2) ICT を活用した地域との相互連携に関する事。
- (3) 生成 AI 等を活用した教員の働き方改革の実現支援に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を実現するために必要な連携・協力を資する事項

リコージャパン株式会社は、子どもたちの未来を拓く教育のベースとなる ICT 環境整備や STEAM 教育の支援などに積極的に取り組んでいる会社ですので、今後相互に連携し、学校教育と地域の課題解決を図ってまいります。

具体的な取組として、令和6年度から出前授業のメニューにリコージャパン株式会社によるサイエンスキャラバンプログラムを活用した探求型事業を登録しています。

教育長 それでは、追加事務報告に対する質疑・御意見を伺います。

森委員 リコージャパンとの協定に至ったきっかけについて、伺わせてください。

社会教育課長 この協定は、リコージャパン株式会社が保有する機器やSDGsに関する取組を、小中学校の出前授業で活かすことができないかとの御提案をリコージャパン株式会社西東京支社からいただいたことがきっかけでした。出前授業メニューとして登録いただいたサイエンスキャラバンは、「360度カメラとあそぼう」「インクジェットプリンターとあそぼう」「コピー機の秘密を探れ」など、リコージャパンならではのメニューを御提供いただきました。

森委員 学校との連携を図りながら、児童・生徒の深い学びにつながるような授業を行っていただければと思います。

教育長 他に質問等、何かございますか。他になければ、以上をもちまして、令和6年狛江市教育委員会第1回臨時会を閉会します。